

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 27 年 7 月 28 日

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	18 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	16 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 及び『「日本再興戦略」改訂 2015」(同日閣議決定) についても特段の配慮をした上で、とりわけ平成 26 年において消費者物価が上昇していること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下していること、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。